

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務  
プロポーザル実施要領

令和8年7月  
津市

## 1 業務概要

### (1) 件名

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務

### (2) 業務の目的

津市独自の外あそびに関する認定制度を作り、外あそびに関する指導者（以下、「つ・外あそびサポーター」という。）を育成することに加えて、市内の施設において出前講座を行うことでソフト面でのサポートを行い、外あそびのきっかけを作り、子どもの成長を支えるための土台作りを支援することで、公園を活用した外あそびの継続的な創出を目的とする。

### (3) 業務内容

#### ア 「つ・外あそびサポーター」養成講座事業

##### (7) 目的

保育士・教員・スポーツ関係者・施設管理者等を中心とし、子育て世代の保護者や高齢者も対象とし、地域全体で外あそびを支える社会の構築を目指し、外あそびに関する基本的な知識と適切な外あそび支援スキルをもつ人材を養成する本市独自の認定制度を作り、講義と実技の受講後に認定基準を満たした者を「つ・外あそびサポーター」として認定することで、指導者を養成する。

また、カリキュラムは、子どもの成長を支える外あそびの意義を理解し、安全で楽しい遊びの場所づくりをサポートできる人材を育成するためのものであり、地域全体で子どもの外あそびを支える仕組みづくりをすることが業務の目的であるため、外あそびに関わる理論及び実践を学ぶものとする。さらに、津市安濃中央総合公園の特性を踏まえた遊びの展開を組み込むことで、より実践的な公園活用を促進できるようにすることとする。

##### (4) 回数等

同内容を2回以上実施することとし、参加料は、無料とする。

また、講義の会場は、津市安濃中央総合公園内体育館とする。

##### (7) 内容

- i サポーター養成事業企画（カリキュラム・研修資料・認定基準作成等）
- ii 事業管理（運営・問い合わせ対応を含む）
- iii 講師手配
- iv 事業広報作成・配付
- v 会場手配（津市安濃中央総合公園内体育館施設利用料金の支払いを含む）

vi 認定書作成

イ 外あそび推進出前講座事業

(7) 目的

未就学児等を対象に幼稚園や保育園等で外あそびの有識者が訪問し、子どもたちと一緒に外あそびを行い、楽しさを伝えるとともに昔から親しまれてきた遊びの継承を行う。

(8) 回数・開催時期

20か所以上で実施することとする。また、開催時期については、熱中症等に十分配慮し、決定することとする。

(9) 対象

本市内の幼稚園、保育園、こども園を対象とし、空きがある場合は小学校を含むこととする。ただし、安濃町内の施設分は優先的に確保する。なお、小学校は2年生までを対象とする。

※ 安濃町内の施設分（安濃幼稚園、村主幼稚園、明合幼稚園、安濃保育園、安濃小学校、村主小学校、明合小学校、草生小学校）は優先的に確保することとする。

(10) 内容

- i 事業広報作成・配付
- ii 事業管理（各施設との日程調整を含む）
- iii 外あそび指導講師派遣

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

2 予算

見積限度額1,639,000円（税込）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、見積限度額には、上記「1 業務内容 (3)業務内容」の業務に係る全ての経費を含むものとし、上記見積限度額を超えてはならない。見積限度額を超えた提案は無効とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすもので

あること。

(1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。なお、登載されている場合であっても、以下のオ～クの書類を提出すること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与してい

る者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

## 5 質疑及び回答

質疑がある場合は、様式第1号「質問書」を電子メールで提出すること。

なお、電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けない。

### ア 受付期間

令和8年7月14日(火)午後3時まで

### イ 送付先

津市安濃総合支所地域振興課総務担当

E-mail 268-5511@city.tsu.lg.jp

### ウ 回答

令和8年7月21日(火)までに、ホームページに掲載する。

## 6 参加申込書等の提出

参加申込事業者は、次のとおり必要書類を津市安濃総合支所地域振興課に提出し、参加資格審査を受けること。

なお、(カ)から(ケ)については、津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格名簿に登載されている場合は省略できる。

### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）
- イ 宣誓書（様式第3号）
- ウ 会社概要等整理表（様式第4号）
- エ 国税の未納の税額がないことの証明書
- オ 都道府県税及び市町村税の完納証明書
- カ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※法人のみ
- キ 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）※商号登記をしている個人のみ
- ク 身分証明書及び登記されていない証明書 ※商号登記をしていない個人のみ
- ケ 印鑑（登録）証明書

(2) 提出期限

令和8年7月22日（水）午後3時まで（期限内必着）

(3) 提出方法

下記の提出先に持参又は郵送すること。ただし、持参の場合は、提出期限までの土曜日・日曜日・祝日を除く、平日の午後4時までとする。

なお、郵送により提出する場合は、電話により到着確認を行うこと。

(4) 提出先

〒514-2393

三重県津市安濃町東観音寺483番地

津市安濃総合支所地域振興課総務担当

電話 059-268-5511

※ 郵送の場合は、提出期限までに、津市安濃総合支所地域振興課総務担当に到着したものを受け付けるものとする。

(5) 参加申込事業者への参加資格審査結果通知

事務局による参加資格審査後、令和8年7月24日（金）に、各参加申込事業者に対して、参加資格審査結果を書面で通知する。

なお、電話・口頭等による審査結果に関する問い合わせには回答しない。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込を行った後に辞退する場合は、令和8年7月31日（金）正午までに「参加辞退届」（様式第5号）を安濃総合支所地域振興課へ郵送により提出すること。

7 企画提案書作成方法

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務企画提案書（以下「提案書」という。）及び見積書は、以下のことを踏まえて作成すること。

(1) 提案書の概要

ア 名称

「安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業  
業務企画提案書」とすること。

イ 提案書の様式等

サイズ等：様式は原則として日本産業規格A4版

ページ数：20ページ以内（表紙、目次、合紙は含まない）

印刷の面：両面

提出部数：8部（原本1部、写し7部）

ウ 提案内容の記載方法

以下の項目に従って作成すること。

1. 「つ・外あそびサポーター」養成講座事業について
1. 「つ・外あそびサポーター」養成カリキュラム
2. 「つ・外あそびサポーター」養成スケジュール
3. 講座内での津市安濃中央総合公園の活用方法
4. 講師の経歴等
5. 事業管理体制（運営・問い合わせ対応を含む）
6. 実績 ※ 令和3年度から令和7年度で「子どものあそび」に関する講習会 の実績がある場合は記載すること
2. 外あそび推進出前講座について
1. 外あそび推進出前講座内容
2. 外あそび推進出前講座スケジュール
3. 講師の経歴等
4. 事業管理体制（運営・問い合わせ対応を含む）
5. 実績 ※ 令和3年度から令和7年度で、幼稚園、保育園、こども園又は小 学校で園児・児童を対象に実技（運動やあそび等）を伴う講座の実 績がある場合は記載すること
3. 広報・PRについて 広報・PR方法について、具体的に記載すること。
4. 安全管理体制について 人員配置や事故発生時の対応等について、具体的に記載すること。
5. その他 ※その他、追加提案があれば記載すること。

(2) 見積書

提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと。）

- (3) 提出期限  
令和8年7月31日（金）正午まで（期限内必着）
- (4) 提出先  
〒514-2393  
三重県津市安濃町東観音寺483番地  
津市安濃総合支所地域振興課総務担当  
電話 059-268-5511  
※ 郵送の場合は、提出期限までに、津市安濃総合支所地域振興課総務担当に到着したものを受け付けるものとする。
- (5) その他  
ア 提案書は、1者1提案とする。  
イ 提案書には、会社等の名称を一切記入しないこと。また、作成した会社等が推定できるような記述やロゴ等の挿入も行わないこと。表示があった場合は、失格とする。  
ウ 提案書受付後の追加及び修正等は認めない。

## 8 提案書の審査等に関する事項

- (1) 選考の方法  
安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書及び提案説明について、審査を行い、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者として選考する。  
評価基準は、別表「評価項目及び評価基準」の項目を対象とする評価による。企画提案者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。
- (2) 審査  
提案書、提案説明及び価格評価について、審査を行う。
- ア 審査方法  
提案書の記載内容、提案書に基づいた提案説明及び質疑応答について、別表「評価項目及び評価基準」の評価項目を対象に審査を行う。提案者当たり説明20分以内、質疑応答10分程度とする。
- (ア) 開催日時  
令和8年8月7日（金）14時から16時頃まで
- イ 最優先候補者の決定  
委員長、副委員長及び委員による評価点の合計点を審査委員会出席者の人数で除した点数（小数点1位四捨五入）及び価格評価点数を合計し、

その合計点数の上位1者について、最優先候補者として決定する。

ただし、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

ウ 審査結果の通知

審査結果については、令和8年8月10日（月）までに審査の結果を通知する。

エ その他

提案説明には、業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。なお、参加人数は3名までとする。提案説明時において、必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは事務局において準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が手配すること。

(3) 最優先候補者

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(4) 契約締結

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

9 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和8年7月7日（火）
質問提出期限	令和8年7月14日（火）午後3時まで
質問回答送付	令和8年7月21日（火）
参加申込書提出期限	令和8年7月22日（水）午後3時まで
参加資格審査結果通知	令和8年7月24日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年7月31日（金）正午まで
審査（提案書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年8月7日（金）
審査結果通知	令和8年8月10日（月）

10 情報公開基準

参考（情報公開基準）		
対象	契約締結前	契約締結後

選定条件	○		
プロポーザル方式採用理由	○		
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）	○（注3）	○	
採点表（各評価項目点）	×		
委員名簿	○（注4）		
選定結果	/		○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

- (注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。
- (注2) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。
- (注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。
- (注4) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

(留意事項)

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成、提案説明の参加等の提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 最優先候補者として選定された業者に対しては、見積書を徴取した後に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約の締結を行うこととする。

- (3) 本業務について、提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取扱いを行わないこととする。
- (4) 参加事業者が以下に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
- ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
- イ 本業務の契約締結日までに「4 参加資格」に規定する参加資格要件を欠く者となった場合
- (5) 社会情勢の急激な変動等のやむを得ない事情による場合を除き、提案内容の不履行や、改善措置を講じてもお仕様書の内容に満たない状況が生じた場合、上記(4)に係る対応のほか、業務履行の対価の減額や指名停止（名簿登録者の場合）等のペナルティの対象とするものとする。

事務局（問合わせ先）

〒514-2393

三重県津市安濃町東観音寺483

安濃総合支所 地域振興課 総務担当（事務担当：別所）

電話：059-268-5511

FAX：059-268-3357

E-mail：268-5511@city.tsu.lg.jp